

北秋田市訪問看護体制強化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 北秋田市訪問看護体制強化事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、北秋田市（以下「市」という。）内において事業を運営している訪問看護ステーション（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた者で、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者をいう。）の体制強化を図ることにより、在宅医療提供体制の推進に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱により実施する補助事業の名称は、訪問看護体制強化事業とする。

2 訪問看護体制強化事業は、在宅医療体制の充実に向けた安定的な訪問看護サービスを提供するため、遠隔地利用者に対して訪問看護サービスを行っている訪問看護ステーションに対して支援を実施する。

3 前項に定める遠隔地利用者とは、北秋田市に所在地を有する訪問看護ステーションを起点として、片道10キロメートル以上の距離を有する地域に居住する訪問看護サービス利用者という。

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号の定めにより算出された額とする。

- (1) 別表の第1欄の補助区分ごとに定める基準額と、第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額を選出する。
- (2) 前号の規定により選出した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、何れか少ない方の額を交付基準額とする。
- (3) 前2号の規定により算出された交付基準額に、別表の第3欄に掲げる補助率をそれぞれ乗じて得た額（ただし、事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

2 補助金の交付の上限額は、別表に定めるとおりとする。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない

ない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後に、事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従って行うものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は第5条及び前条の申請があったときは、北秋田市補助金等交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

第8条 市長は、必要があると認められる場合においては、補助金の概算払をすることができる。

2 補助金の交付決定を受けた事業者が、前項の規定により概算払を受けようとするときは、様式第2号による申請書を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により概算払の申請があった場合、これを承認したときは、様式第3号により事業者へ通知し、概算払を行うものとする。

(実績報告)

第9条 事業者は、様式第4号による実績報告書に関係書類を添えて、事業の完成の日から起算して1月を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、市長へ提出しなければならない。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 市から補助金の交付を受けて行われる事業に要する経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業完成後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに市長へ報告しなければならない。この場合において、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の1支部（又は1支社、1支店等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている

る場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

(4) 市長は、前号の規定による報告があった場合は、当該消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(5) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

(補助金の経理)

第11条 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(指導監督)

第12条 市長は、北秋田市訪問看護体制強化事業の円滑な進捗を図るために必要と認められるときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は実地に検査を実施しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第4条関係）

1 補助区分及び基準額	2 対象経費	3 補助率及び 補助上限額
(1) 訪問看護職員経費 基準単価×実施月数 ※対象人数 1.0人	新規に採用した職員 に係る次に掲げる経 費 給料、賃金、共済 費、職員手当等	1/6
(2) 職員待機手当 4,000円/日 ※対象人数 1.0人	休日夜間における職 員待機に係る手当等	1/2
(3) 職員研修経費	職員研修に係る旅費、 研修参加料等	1/2
(4) 遠隔地サービス提供経費 20,000円×遠隔地利用者数	遠隔地利用者へのサ ービス提供に必要な 次に掲げる経費 燃 料費、役務費等	10/10
(5) サテライト運営費 1事業者当たり200,000円	サテライトの運営に 必要な次に掲げる経 費 光熱水費、使用料 及び賃借料等	10/10
上記補助区分(1)～(5)の合計額の上限を、1事業所当たり1,000,000円とする。 ただし、サテライトを有する事業所は1事業所当たり1,200,000円を上限とする。		

備考 職員経費については、補助対象年度の4月1日時点で公表されている最新の賃金構造
基本統計調査（厚生労働省）の職種別給与額の看護師の区分において「きまって支給する
現金給与額」（企業規模計10人以上）とされている金額に2分の1を乗じて得た額を基準
単価とする。